

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2022 年 12 月 7 日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 1 号
2022年12月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市中区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 大谷 真哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2020 年 9 月 11 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023 年 1 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り, かつ, 68,900円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は, 68,900円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置} \\ \text{の燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年1月の 検針日から 2023年9月の 検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から 2023年10月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10 ワットまでの1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまで ごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)
の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の
燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検 針日から2023年 9月の検針日の 前日までの期間	2023年9月の検 針日から2023年 10月の検針日の 前日までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ1 台につき	32円48銭	16円24銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまで のラジオ1 台につき	48円73銭	24円36銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23円03銭	11円52銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46円05銭	23円03銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円08銭	34円54銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	23円02銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円53銭5厘
---------------------	---------

ホ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2円76銭2厘
---------------------	---------

へ 供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5 キロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の総合経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款にもとづき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1) (c)	2023 年 2 月分～ 9 月分 (※2) (a)×(c)	2023 年 10 月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20Wまで	〃	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40Wまで	〃	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60Wまで	〃	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100Wまで	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA まで	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
定額電灯 (附則)	ラジ オ	20VA まで	1 台	4.640	32 円 48 銭	16 円 24 銭
		30VA まで	〃	6.961	48 円 73 銭	24 円 36 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		100VA まで 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA ま でごとに 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA ま でごとに 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)23 円 03 銭	(※ 3)11 円 52 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)41 円 45 銭	(※ 3)20 円 73 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
農事用電力（附則）	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日につき	〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

- ※ 1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※ 2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※ 3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。